

第二次世界大戦後の中蒙関係

——国民政府の対応を中心に（1945–1946）

吉 田 豊 子

は じ め に	213
I 独立承認の手続きをめぐる検討	215
II 独立承認の時期の決定過程	219
III 国交樹立交渉をめぐる曲折	224
お わ り に	230

は じ め に—————

ソ連の対日参戦の条件であるヤルタ「密約」は、中国からすれば、米英とソ連の間のパワー・ポリティックスによって押し付けられたものであることは言うまでもなく、とりわけ、モンゴル⁽¹⁾の独立承認を求めた、「外モンゴル（モンゴル人民共和国）の現状維持」という条項についてである。しかしそれに基づく条約の締結をめぐる中ソ交渉の過程では、国民政府がソ連に対して、モンゴルの独立を承認する代わりに、東北の領土・主権の保全、新疆での反乱を支持しないこと、共産党を支援しないことを約束させたこともまた事実である。即ち、国民政府はモンゴルの独立承認をソ連に対する取引の条件としていた。なお、中ソの交換公文は次の通り。

往簡

部長閣下 中国政府は、外モンゴル人民が一再ならず独立の願望を表明していることに鑑み、日本の敗北後、この願望が外モンゴルの公民投票により確認されるならば、中国政府は現在の境界を境界として、外モンゴルの独立を承認することを声明します。

前記声明は、民国34年8月14日に調印された中ソ友好同盟条約の批准後に効力を発生するものと致します。

本部長は貴部長に対し崇高なる敬意を表します。

ソ連外務人民委員部モロトフ部長殿

中華民國34年8月14日

西暦1945年8月14日

返簡

部長閣下 閣下の次のような書簡を受領致しました。

〔往簡を引用〕

ソ連政府は、中華民國政府による前記声明を了承し満足の意を表明すると共に、ソ連政府がモンゴル人民共和国〔外モンゴル〕の政治的独立と領土保全を尊重することを声明致します。本部長は貴部長に対し、崇高なる敬意を表します。

中華民国外交部長王世杰殿

中華民國34年8月14日

西暦1945年8月14日⁽²⁾

上記の往簡にある「公民投票」は、実は国民党の政權統治への影響を避けるために、蔣介石によって提案されたものであり、それが形式的なものに過ぎないことも自明であった。また、「現在の境界を境界」とすることは、ソ連側の考えが通った結果であるが、しかし中国側は内部では、これは1919年以前のモンゴルとの境界を承認するものではないと解釈できるとしていた⁽³⁾。これが後の中蒙国交樹立交渉の際に、中国側から境界の問題を提起した背景である。予め言うておくべきことは、実は中蒙国交樹立の問題は、ポツダム会談の間に、蔣介石がソ連に対して提起し了解を得ていたことである⁽⁴⁾。その目的の一つはライバルである中国共産党とモンゴルとの連携を断つことにあったであろう。

管見の限り、殆どの先行研究は1946年1月5日の国民政府によるモンゴルの独立承認について、上記の文書にある公民投票の結果としてきた⁽⁵⁾。しかし、ソ連との取引条件である東北問題・新疆問題・共産党問題、およびその後の流動的で錯綜し複雑な状況からして、第二次世界大戦後の国民政府の政策決定過程は果たしてそう単純なものであったのだろうか、という根本的な疑問が払拭しきれない。近年、ようやく筆者の問題関心に関わる研究が表れたが、しかしそれはモンゴルの自立性に重点をおくものであるため、国民政府の政策決定過程に対する分析は弱いと言わざるを得ない⁽⁶⁾。

これまでの研究の重大な盲点の一つも指摘しておかねばならない。日本が敗戦する直前に対日参戦したソ連・モンゴルの軍隊について、従来の研究では、「ソ蒙連軍」と一括り

にしてきたが、実際には、ソ連のマリノフスキー元帥の指揮下にあったモンゴルの軍隊は、主に中ソ友好同盟条約の範囲外の、熱河・チャハルという内モンゴル⁽⁷⁾西部地域に進駐していたのである⁽⁸⁾。また当時は遼寧・吉林・黒龍江という東三省に入っていた内モンゴル東部地域には、ソ連の軍隊とともに、モンゴルの軍隊も入っていたのである。1936年のソ蒙互助議定書に基づくモンゴルの対日参戦は、国民政府による独立承認の既成事実化の問題以外に、チョイバルサンを中心とした「大モンゴル主義」の追求という側面もあった。そのような背景もあって、内モンゴルの東・西部では、モンゴルへの併合を求める民族運動が高揚していた⁽⁹⁾。

上記の如く、国民政府にとって接収は、東北に限らず、民族問題を抱える内モンゴル地域も含まれていたのである。加えて、日本敗戦の直後に、国民党が「熱察綏防共隔絶地帯」を設置しようとしたのに対して、共産党は「全力で熱察綏を争う」方針を打ち出し、内モンゴルはいち早く国民党と共産党が争う地域となっていたのである⁽¹⁰⁾。このような深刻な情勢が、国民政府によるモンゴルの独立承認の問題と密接に関わっていることは、想像に難くないであろう。

本稿では、第二次世界大戦後の国民政府とモンゴルとの関係について、国民政府の政策決定過程に焦点をあてて、解明を目指すことを課題とする。これによって、モンゴル問題は第二次世界大戦後も、国民政府の内政・外交において重要な位置を占めていたことを示したい。

I 独立承認の手続きをめぐる検討

1 蔣介石の変則的提案

ヤルタ「密約」に基づく中ソ友好同盟条約の交渉過程で国民政府が妥協せざるを得なかった問題のうち、特にモンゴル問題については、早い時点からすでに国内政治に向けた用意周到な「合理的説明」の準備が進められていた⁽¹¹⁾。その結果が、1945年8月24日の国防最高委員会と国民党中央常務委員会の臨時の合同会議における、蔣介石の「完成民族主義、擁護世界和平」という講話⁽¹²⁾である。そのなかでは、中ソ友好同盟条約におけるモンゴルの独立承認を、孫文の民族主義に基づくものであり、モンゴルと友好的な外交関係を樹立することは、国内の安定と世界の平和にとって重要である、としている。即ち、ヤルタ「密約」という大国間のパワー・ポリティックスによって押し付けられたモンゴルの独立承認を、孫文の民族主義の実現という「大義名分」で隠蔽しようとするものである。

まずそれを前提とする、公民投票をはじめとするモンゴルの独立承認の手続きに関する

蒋介石の考えをとりあげてみよう。

1945年9月上旬、蒋介石はソ連駐華大使ペトロフを通して、中ソ友好同盟条約の交換公文における独立承認を実行するための具体的方法を、モンゴルに伝えている。即ち、モンゴルの公民投票については、中国の代表団が参加するという条件のもとで、中華民国の建国記念日である10月10日の前に、できる限り早く終了すること。それから、中華民国の建国記念日に、外モンゴルが代表を派遣すること。その際に、モンゴルの代表と国民政府が正式に条約を締結すること。その後、独立の承認、国交の樹立、相互の使節の派遣を行なうこととする、というものであった⁽¹³⁾。

蒋介石の意図は、一つは疑いもなく8月24日における講話の主旨の具体化であり、それによって政権の維持と国内統合をはかることであった。この点では、建国記念日の10月10日に、毛沢東との間で「双十協定」が締結されたことが興味深い。問題は条約の締結と独立承認などの問題との関係であるが、国際的慣例に従えば、条約の締結は国家独立の承認後が一般的であり、しかも通常の場合、条約の締結には時間がかかる。これらの点について、蒋介石が熟知していないはずはないのに、何故モンゴルとの間では、正式に条約を締結した後に独立を承認し、そしてその後に国交関係を樹立するという、通常とは逆の段取りを提案したのであろうか。

実は蒋介石の考えの背後には、何よりもまず中国の領土・主権に関わる切実な懸念があった。9月の初めに、国民政府は傅作義を司令とする部隊を熱河・チャハルへ派遣して、モンゴルの軍隊から被占領地を接收しようとした。しかし、国民政府が外交ルートでソ連に接收することを確認したにも関わらず、ソ連やモンゴルの軍隊とは連絡できない状況にあった⁽¹⁴⁾。また、ソ連とモンゴルの軍隊が進駐するもとの、内モンゴル西部と東部では、内外モンゴルの統一を目標とする民族運動が高まっていた⁽¹⁵⁾。そうしたなかで、内モンゴルの領土と主権を守り、共産党とソ連・モンゴルとの連絡を断ち切るために、蒋介石は友好条約の締結によって、外モンゴルの軍隊に内モンゴルから撤退することを条件として、モンゴルの最大の願望である国家独立を承認しようとしていたのではないかと考えられる。

しかし、モンゴル人民共和国首相兼外相のチョイバルサンからの返電⁽¹⁶⁾は、その独立の歴史からして公民投票は「実に余計なこと」であるが、公民投票を行なうことに同意したのは、中ソ友好同盟条約を考慮した結果であり、その目的は「全世界に対してモンゴル人民の独立の意思と願望を表明する」ことにある、というものであった。そのうえで、公民投票の時期を10月10日から20日までとするとして、蒋介石が求めた中国の建国記念日の前を拒否した。同時に、中国の建国記念日の前に、重慶に代表団を派遣することについても拒否した。なお、電報では、必要があれば11月初めに代表団を派遣して公民投票の結

果を説明すると言っているが、実際にはその可能性は非常に低いことを仄めかしていると思われる。蒋介石の提案のうち、唯一受け入れたのは、中国が代表団を派遣することであり、しかも投票を実施する手順に関しては干渉してはならない、としている。そして数日後、チョイバルサンは投票の期日を10月20日とする電報を、国民政府外交部に送った⁽¹⁷⁾。

明らかに、蒋介石が提案したモンゴルの独立承認をめぐる中国の内政・外交上の考慮は、実現しそうになかった。しかしそれにもかかわらず、蒋介石は9月の初めにモンゴルに提案していた、先に条約を締結してから独立承認などを進めて行く、という方針を依然として堅持するとともに、さらに独立の承認を早めてはいけないという、引き延ばしの策略をとるようになっていく。それは一層緊張する内政と外交の情勢が背景にあったからであった。

2 国民政府内部の検討

蒋介石の考えを実行することの難しさを知っていたからであろうが、外交部は9月25日、内政部を中心にモンゴルからの返電への対策を検討させ、蒋介石宛の四項目の意見をまとめた。即ち、

第一に、公民投票などに関するモンゴルの電報の内容に同意する。

第二に、もし公民投票によってモンゴル独立の願望が証明できたら、国民政府は直ちにその独立を承認し、また公民投票に出席する機会を利用して、モンゴルとは二カ国間関係の樹立を相談し、「中蒙友好条約」を締結する。

第三に、境界の問題については、1945年の中ソ条約における「現在の境界」をめぐる問題は、暫時棚上げするほうがよい。理由は、「目下、新疆省における匪賊の反乱はまだ平定しておらず、東北と熱河・チャハルがまだ接収されていない状況のもとで、我々の地方政府は未だ確実に樹立されていないので、もし直ちに中蒙の境界画定を行なおうとすると、恐らく環境は我々にとって不利となる」からであった。要するに、「伊寧事件」の解決へのソ連の仲介や、ソ連とモンゴルの軍隊の支配下にある東北・熱河・チャハルの接収に影響を与えることを避けなければならない。それゆえに、「暫時、中蒙友好条約のなかで中蒙双方によって境界画定委員会を組織して、一定の期間内に確定することを、明確に規定することとする」。

第四に、モンゴル代表団が重慶に到着した時の接待の方法については、項目第一・第二の進行状況に基づき、国民政府典礼局と外交部礼賓司に案を起草させる⁽¹⁸⁾。

この提案は、手続きの面で蒋介石の考えとは逆であるだけでなく、モンゴル問題を早く解決するよう主張しており、そのほうが共産党問題・東北問題・内モンゴル問題・新疆

問題の解決にも有利だと考えていたと思われる。境界の問題について、問題の解決を暫時棚上げし、とりあえず中蒙条約のなかで将来の方針を規定しておこう、と提案していることは、明らかに上記の諸問題をめぐる軍事・外交情勢が中国に不利になることを極力避けようとしているからであった。

同25日、蔣介石は国防最高委員会と外交部に対して、モンゴルが重慶に派遣する代表团あるいは代表が重慶にくる時の接待の方法について速やかに検討するよう、指示している⁽¹⁹⁾。「接待の方法」を検討させるということは、蔣介石が依然として、モンゴルの独立承認を重慶で行ない、しかもその前に条約の締結を行なう考えをもっており、同時に自分の考えには法的な手続きにおいて難しい問題があることも承知していることを示していると思われる。

9月27日にまとめられた外交部の提案は、先の内政部案とは異なり、条約締結と独立承認の手順に関しては、独立承認に先立って条約を締結するという点では、蔣介石の方針に近いものであった。代表团には投票の結果を観察しながらモンゴルと外交関係の樹立を相談させ、合意した場合、直ちに重慶において中蒙友好条約の締結と使節の交換を約束する、としている。但し、条約の公表は国民政府がモンゴルの独立を承認するのと同様に行なうべきだ、と提案している⁽²⁰⁾。

国防最高委員会の方針は10月1日に国民党中央常務委員会第11回会議と国防最高委員会常務委員会第172回会議との合同会議で採択され、翌10月2日に蔣介石に報告された⁽²¹⁾。最も重要な点は、一つは投票の区域が国民政府が認識している「現在の境界」を越えた時の対処についてで、直ちに事前に用意した備忘録をソ連とモンゴルにそれぞれ提出し、境界問題については意見を留保すると表明して、万が一、備忘録についてモンゴルあるいはソ連から口頭ないし書面による異議があったら、帰国して報告した後に返答することとする、としている。また投票区域については、外交部に起草させる、としている。もう一つは独立を承認する時期についてで、国民政府代表团が公民投票の結果を中央に報告し、モンゴルの代表が重慶に到着する前に、直ちに宣言を発表して独立を承認するほうがよい、としている。その理由は、独立承認は避けることができないため、一日でも早く承認するほうが中国によって有利であり、またそれによって、モンゴルの代表团が重慶にくる時の礼儀上の問題を避けることもできる、としている⁽²²⁾。

3 蔣介石の政策決定

しかし、蔣介石による政策決定は、国防最高委員会の9月28日の「国秘812号」と10月2日の「国秘813号」報告に対する10月4日の指示にみられるが、境界問題については態

度がより慎重となったものの、条約の締結と独立の承認については依然として当初の主張のままで、しかも独立の承認は早まってはいけない、としている。すなわち、

- (一) 外モンゴルの境界の問題は、外モンゴルで交渉する必要はなく、また備忘録を提出する必要もない。もしその投票区域が現在の境界地区を越えたら、我々は現地で声明を発表し、ソ連・外モンゴルに対して境界問題の備忘録の留保を提案するが、我が国の標準的な外モンゴルの境界地図を携帯して随時参考にすること。
- (二) 内政部次長雷法章を代表としてもよい。
- (三) 外モンゴルの独立を承認する時期は、必ず外モンゴルの代表が重慶にきて条約などの交渉が済んでから承認すべきであり、あまり早くしてはならない。
- (四) その他は起草した方法通りでよい⁽²³⁾。

外交部長王世杰は蒋介石の指示に従い、10月16日、蒋介石の名義で雷法章に以下のような指示を出している。

外モンゴルの公民投票の件について、貴兄は観察で得た状況を、重慶に戻った時に政府に報告するようにして、現地では意見を発表しないように。もし境界などの問題について不合理な状況が見られたら、貴兄はこのような事項に関する文書について、如何なる正式のサインをしてもならず、備忘録あるいは声明を発表してもならない。重慶に戻ってから政府に報告するように。投票が終わったら貴兄は直ちに帰るようにするか、或は外モンゴルの代表をつれて一緒に重慶に戻るように。条約の締結や相互の使節の派遣などは、すべて政府が重慶で決定し処理するので、注意するよう望む⁽²⁴⁾。

この指示は、10月4日のものと比較して、より慎重であることは明らかである。この方針の背景には、モンゴル軍の内モンゴルからの撤退、共産党との関係のほか、東北の接収や新疆情勢も深く関わっていた。

II 独立承認の時期の決定過程

1 引き延ばしの背景と目的

モンゴルが11月初めに重慶に代表を派遣して公民投票の結果を説明する可能性は低かったことは、先に述べた通りであるが、実際に、公民投票後、チョイバルサンは外交部

長王世杰に対して電報で説明してきた。公民投票の結果はモンゴル人民は一致して独立に賛成するものであった⁽²⁵⁾、と述べたうえ、人民代表会議主席団の1945年11月12日の議決案および中央人民委員会公民投票結果の記録を、モンゴルの独立を承認するための正式な文書として国民政府に送付する、としている⁽²⁶⁾。

ソ連とモンゴルが国民政府からの返答を急いでいたことは、ソ連が上記の電報について、ペトロフ駐華大使を通さないで、直接国民政府駐ソ大使傅秉常を通して国民政府外交部に伝えた⁽²⁷⁾ことから明らかであろう。11月20日、ソ連駐華大使館参事ミクシェフスキーは王世杰に対して、モンゴルがとった段取りは、1945年の中ソ交換公文における規定に基づくものである、としている。即ち、国民政府による独立承認の後に、代表を重慶へ派遣して国交樹立を相談することになっている、ということである。そして、王世杰にソ連駐華大使を通して返答するよう求めた。

王世杰は、すでに国防最高委員会にモンゴルからの電報を伝えており、政府の返答があり次第、直ちにペトロフ大使に知らせる、と返答した⁽²⁸⁾。実際には、チョイバルサンからの電報のうえに、王世杰は11月19日付けで、「暫時処理を引き延ばす」とメモしている⁽²⁹⁾。モンゴルの独立承認の時期について、蒋介石と同様に遅らせるという王世杰の考えの背後には、実はモンゴルの軍隊を内モンゴルから撤退させるという問題のほか、東北の接收をめぐる対ソ交渉や緊迫した国共関係が密接に関係していた。

東北の接收を担う行政機関である東北行営が長春に到着した10月12日、すでに蒋介石は日記で、「外モンゴルの軍隊が内モンゴルから撤退しなければ、外モンゴルの独立承認問題は考えなければならない」、としている⁽³⁰⁾。つまり、独立承認をカードとして、モンゴルの軍隊に内モンゴルから撤退するよう迫る考えである。しかし、10月29日、東北行営主任熊式輝がソ連赤軍の駐長春総司令マリノフスキー元帥と会談した際には、東三省・熱河・チャハルに駐屯しているモンゴルの軍隊は、ソ連の赤軍と同時に撤退する、と返答された⁽³¹⁾。

国民党による東北の接收は、先に東北に進駐した共産党の軍隊による妨害や、ソ連がアメリカを東北問題に参与させないため、なかなか進展しなかった。このため、国民政府は東北行営を撤退させることによって、ソ連側に中ソ条約を遵守し東北接收に協力させようという策略をとった。これに対して、ソ連は直ちに撤兵の時期を一ヶ月間遅らせて、国民政府に協力すると決定した。この決定は11月20日に国民政府の同意を得たので、ソ蒙連軍の撤退は1946年1月3日まで延期された⁽³²⁾。

このような状況のもとで、11月30日、王世杰は蒋介石に対して、モンゴルの独立承認を年末まで引き延ばして、チャハルにおけるモンゴルの部隊の撤退の問題と東北問題が解

決されるかどうかによって決定すべきであると提案した⁽³³⁾。

モンゴルの独立承認の時期の決定に関するもう一つの要因は、共産党問題であった。実は蒋介石は11月9日に、ソ連と共産党に対する策略を王世杰と相談しており、その時に蔣経国をソ連に派遣してスターリンに会わせることを、「最終的手段とし、成否を占う」と決めていた⁽³⁴⁾。そして、11月11日、王世杰が駐ソ大使傅秉常に、内モンゴルにおける共産党の動きに関する秘密の電報を送っている。その中では、共産党はモンゴルとの通路を開くために、内モンゴル解放委員会を樹立して、華北を占領し、東北で根拠地を獲得し、熱河・チャハルに対する支配を強化しようとしている、と言っていた⁽³⁵⁾。言い換えれば、共産党が民族問題を利用し、モンゴルと連携して、内モンゴル、そして東北に対する国民政府の接収を妨害することを、強く懸念していたのである。

2 蔣経国の訪ソとモンゴル独立承認時期の決定

蔣経国の訪ソに関する返電は、当初、スターリンがモスクワにおらず、戻ってから決めるというものであった⁽³⁶⁾が、スターリンが蔣経国の訪ソに同意したのは、12月3日であった⁽³⁷⁾。12月6日、蒋介石は東北とモンゴルへの対策を検討した後、蔣経国の訪ソを決定した⁽³⁸⁾。

翌12月7日、王世杰がペトロフ大使を接見して、以下のことを伝えた。第一に、蒋介石は蔣経国を私的な代表としてスターリンに会わせることを決めたこと。12月25日前後に出発する予定であるが、迪化（現、ウルムチ）まで飛んで、迪化からモスクワまでの飛行機については、ソ連側に便宜を提供してほしいこと。このルートをとることによって、ソ連に対して、中国側が新疆問題も話し合う予定であることを示したことは明らかであろう。第二に、モンゴルの独立問題については、国民党中央常務委員会・国防最高委員会などの機関による公民投票の結果の審議にはまだ若干の時間が必要であり、恐らく翌1946年1月15日前後にすべての手続きを終えて、正式に承認できること。第三に、内モンゴルにおけるモンゴルの軍隊については、年内に撤退するよう希望すること、と⁽³⁹⁾。

これまでの検討からして、モンゴルの独立承認の審議にまだ時間がかかるというのは、口実に過ぎないことは明らかであろう。その目的は、モンゴルの軍隊が内モンゴルから撤退することを、独立を承認する前提とすることであり、さらにそれによって、共産党とモンゴルとの連携の可能性を断ち切り、そしてモンゴルの内モンゴル民族運動への影響を防ぐことであった。

他方、蔣経国の訪ソに対処するために、モロトフ外相がスターリンに出した報告では、モンゴル問題について、国民政府はモンゴルと内モンゴルの民族主義者との関係を懸念し

ているため、内モンゴルに如何なる援助もしないよう提起する可能性がある、としている。また、国民政府がモンゴルの独立承認を引き延ばす目的は、この問題でソ連に政治的圧力を加えることによって、東北に駐屯するソ連軍の撤退を迫るだけではなく、米ソ間で生じうる紛糾を利用して、モンゴルの独立承認を履行しないですむことを期待している可能性がある、と分析している⁽⁴⁰⁾。

蒋介石の特使としてソ連を訪問した蔣経国は、スターリンと2回会談を行なっている。同席していた当時の駐ソ大使傅秉常の日記によれば、モスクワに到着した蔣経国が12月31日にスターリンと行なった初回の会談では、まずすぐに解決が必要な問題、即ち、共産党問題・東北問題・新疆問題、そしてモンゴル問題について話し合われた。要点は以下の通り。

第一に、共産党問題。蔣経国は次のように言った。蒋介石の共産党問題に対する政策は、現在の支配地域を保持してよいが、拡大してはならないこと。その軍隊を16個師団として編成することや国防最高委員会への参加も許可する。条件は、国民大会の開催までに、支配地域を拡大してはならないこと。蒋介石はスターリンに意見を求め、また共産党に勧告するよう希望している、と。スターリンの返答は、蒋介石の考えに賛成するが、しかし最近共産党はソ連に対して不満をもち、特に東三省への進入が禁止されたことについて不満である。また延安にはもうソ連の代表がいないので、もし共産党に意見を聞かれたら、そのまま告げる、というものであった。

第二に、東北問題。東三省にある日本人が建設した64の工業企業について、マリノフスキー元帥はソ連の戦利品とみなして、半分のみを中国に分けることとし、また大企業会社を組織して株を中ソ半々とすることを提案している。これに対する中国側の主張は次のとおり。中国はまずソ連が工業企業を戦利品とすることや日本人と同じように大企業会社を組織して64の工業企業を統括することに賛成できない。理由は、そうすると、中国人がソ連軍を日本軍と同じように見てしまうからである。またマリノフスキー元帥がこの問題を先に解決してから撤兵するとしていることも適切ではなく、蒋介石はこのような工業は中国側に属するべきものであり、東三省を解放してくれたことに対する感謝から、半分をソ連に与え、64の企業は別々に合作会社を作り、別々に経営を行なおうと提案している。但し、このようなやり方は、ソ連軍が撤退した後に相談する、と。スターリンは蒋介石のこの提案に賛成した。

第三に、新疆問題。蔣経国は、伊寧の代表が前に提出した11ヶ条について政府はすでに完全に同意したのに、最近突然中央の軍隊に新疆から撤退するよう要求しており、スターリンに伊寧方面に対してこのような要求を撤回するよう告げることを求めた。スターリン

は、ソ連駐伊寧領事館に知らせるよう命令し、事件の解決を援助すると答えた。

第四に、スターリンとモロトフの双方からモンゴルの独立承認問題を聞かれ、蔣経国は翌1946年1月3日ないし4日に承認できると答えた⁽⁴¹⁾。

実は、モンゴルの独立承認については、すでに12月26日に、国民政府外交部次長ト道明からソ連駐華大使館参事ミックシフスキーに対して、中国はできるだけ早くモンゴルの独立を承認する予定である、という情報が入っていた。モロトフは、これを国民政府がモスクワ三国外相会議を考慮した結果だとしている⁽⁴²⁾。ソ連が会談の最後にこの問題に言及したのは、こうした背景もあったのである。

蔣経国の訪ソの効果を強化し、まもなく開催される政治協商会議において国民党に有利になるようにするためであろうが、重慶では王世杰が12月31日に、国民政府はモンゴルの独立を1946年1月5日に公布することを決めた、とペトロフ大使に直に伝えた⁽⁴³⁾。独立承認の日程を10日前後も早めたのである。蔣経国とスターリンの会談がほぼスムーズに進められたことからしても、国民政府がモンゴルの独立承認を、共産党問題、東北問題、新疆問題をめぐる対ソ交渉のカードとしていたことに、一定の効果があったと言えよう。

1946年1月5日、国民政府はモンゴルの独立を承認する公告を発表し、また内政部にモンゴル政府へ通知するよう命令した。公告の内容は次の通り。

外モンゴル人民は〔民国〕34年10月20日に公民投票を行ない、中央は内政部次長雷法章を觀察に派遣しました。最近、外モンゴルの投票を執行した事務人員の報告によれば、公民投票の結果はすでに外モンゴル人民が独立に賛成していることを証明しました。ここに国防最高委員会の審議に照らして、外モンゴルの独立を承認することを決定致します。行政院が内政部にこの決議を正式に外モンゴル政府に伝えるよう命令するほか、特にここに公告致します⁽⁴⁴⁾。

蒋介石は当日の日記で、次のように記している。「これは我が国家と民族の最大の損失であり、わが生涯の革命の過程における最大の屈辱である。しかし私はこの責任を負う決心であり、必ず国家に奉仕することがあろう。邵明叔が昨日言うには、我々の国族はすでに五つから一つ失われており、団結し自強しなければならない。これは共産党と奸匪が知りたくないことであろう。今日、もし奸匪がいなかったら、このようなことがあるであろうか」⁽⁴⁵⁾。ここでいう「奸匪」は明らかにソ連を指しており、国民政府にとって、ソ連そして共産党がモンゴル独立承認の要因であることをはっきりと述べているのである。

Ⅲ 国交樹立交渉をめぐる曲折

1 中蒙国交樹立交渉の過程と結果

国民政府がモンゴルの独立を承認した後の1946年1月29日、モンゴル人民共和国はソ連駐華大使ペトロフを通して中国の外交部長王世杰に対し、中蒙国交の樹立を相談するために重慶へ代表を派遣したい、と伝えてきた。翌日、王世杰の報告を受けた蒋介石は直ちに歓迎の電報を出すよう指示した。モンゴル人民共和国の代表団は、2月8日に重慶に到着し、2月17日に重慶を離れて北平を経由して19日に帰国した。この代表団は副首相のスレンジャブを代表として、合計8名からなっていた。

以下では、まずモンゴル側の記録⁽⁴⁶⁾によって、交渉の過程をみておこう。

2月9日⁽⁴⁷⁾、国民政府外交部長王世杰がスレンジャブと簡単な会談を行なった。スレンジャブは、モンゴル側の目的は国民政府と外交条約を締結することであり、モンゴル側の条約草案を王世杰に提出して、三日以内⁽⁴⁸⁾に条約の内容を相談して決めたい、と申し出た。王世杰は中国側も早く条約を締結したいと返答したが、スレンジャブはさらに当日の夜から交渉を始めたいとした。

同日の夜、王世杰はスレンジャブに対して、モンゴルはソ連とは1921年以来外交関係があることを確認した後、モンゴルにおける他の国の外交使節の有無を確認した。スレンジャブは、モンゴルに公使を常駐しているのはソ連のみだと答えた。最後に王世杰は、蒋介石が翌日モンゴルの代表を接見する予定であると伝えた。

本格的な交渉は、翌2月10日に二回行なわれたようである⁽⁴⁹⁾。一回目の要点は次の通り。第一に、条約の締結について。双方は条約の性質を同盟とすることで意見が一致し、翌日意見を交換してから締結するとした。しかし、この時に王世杰は、「外交条約が締結されたことについては、先に新聞に掲載しないで、ウランバートルに戻ってから公表するように」、という要請をした。第二に、境界の問題について。王世杰は婉曲に、中国側は中ソ条約における「現在の境界」を確認したいと提案した。スレンジャブは、モンゴル政府からはこの問題に関して指示を受けておらず、相互に使節を派遣するようになってから解決できる、と返答した。第三に、相互の使節派遣の問題について。モンゴル側は早ければ早いほどよいとしたが、王世杰は同盟条約を締結してはじめて按配できるとし、また使節を交換してからどのぐらいで境界問題を解決できるのか、と尋ねた。スレンジャブは1945年の中ソ条約を根拠にして、中蒙同盟条約は境界問題とは関係がなく、相互に使節を派遣してから境界問題を解決するという意見を堅持した。最終的に、双方は同盟条約のなかでは境界の問題に触れないとした。王世杰が中国側は翌日に条約の草案を提出すると伝える

と、スレンジャブは当日モンゴル側の草案を提出したいとし、王世杰の同意を得た。スレンジャブはさらに翌日に条約を締結するよう求めた。

二回目の⁽⁵⁰⁾交渉の要点は、次の通り。第一に、中国側は一般的な性質の条約の締結には時間が必要だとして、条約の性質を同盟とすることで合意した。第二に、交換する使節のレベルについては、全権大使かそれとも代理大使かというスレンジャブの質問に対して、王世杰は、同盟条約では「外交代表」としか書かないこととするが、中国側は代理大使を派遣することを希望し、しかも「いつでもよい」と返答した。第三に、境界の問題については、王世杰は再度条約に書くよう婉曲に提案し、同時に双方が代表を派遣して一定の期間内に調査し確定することを提案したが、これに対してスレンジャブは、前回の交渉での主張を堅持した。

2月11日・12日は交渉が行なわれなかったようだが、それは後述する2月11日のヤルタ「密約」公表の影響が大きいと思われる。なお、2月12日、王世杰は日記で次のように記している。

外モンゴル(「モンゴル人民共和国」)が外交関係を樹立するために、代表スレンジャブを重慶に派遣してきた。私は彼と相互に使節を派遣することを相談して決めた⁽⁵¹⁾。

ここには、中国側とモンゴル側とはこれ以上の協議をするはずがないことが示されていると思われる。

交渉の結果に関して、現在把握できている情報は、2月13日当日、双方が口上書を交わしたことである。国民政府外交部欧亚局局长ト道明の1946年2月13日付けのメモが入っている、「スレンジャブ副首相から王部長宛の口上書の訳文」は次の通り。

拝啓。中華民国国民政府はすでにモンゴル人民共和国の独立を承認しました。モンゴル人民共和国政府は、中華民国と外交関係および友好関係を樹立するために、ここにおいて蒙中両国が直ちに相互に正式の外交代表を派遣するよう提案いたします。この代表は駐在国において国際公法で通常認められている、すべての権利、優遇、そして免除を享受します。貴国政府が同意されるよう要請致します⁽⁵²⁾。

王世杰からの返答の口上書は以下の通り。

拝啓。貴部長から受け取った本日の口上書の中では、次のように言っています。

〔スレンジャブからの口上書の引用〕

確認しましたところ、中国政府は貴国の独立に関して、すでに民国35年1月5日に、以下のような公告を發表しました。

〔第二章参照〕

この決議は、すでに内政部によって今月1月5日に正式に貴国政府にお知らせいたしました。上記に基づき、本部長は中華民國国民政府の名義によって声明いたします。貴代表の上述の建議に関して、賛成いたします。ご査収のほどを、お願いいたします。

本部長は貴代表に崇高の敬意を示します。

モンゴル人民共和国代表チミトドルジ・スレンジャブ副首相殿

外交部長 王世杰

中華民國35年2月13日 重慶にて⁽⁵³⁾

2 モンゴル代表団の記者会見

2月10日の交渉後、スレンジャブは記者会見の開催を求めたが、王世杰はまず、中国政府の管轄を受けない外国の記者は勝手に文書を書くから、という理由で反対した。スレンジャブがモンゴル側は自身の発展を語るのみだとしても、王世杰は依然としてあまり乗り気ではなかったが、最終的には次のように言った。「もしどうしても記者会見を開くというのなら、私はもう反対しません。私は我々が文章を書いて新聞社に発表させるほうがよいと考えます。もし記者会見を開くなら、貴方は準備ができていますか？国内の多くの記者からは多くの問題が提起されるはずですが」と。スレンジャブは文章で発表するとして、早く記者会見を開くよう希望した⁽⁵⁴⁾。ここでは、王世杰が外国の記者よりも国内の記者からの質問を心配していることに、注意を喚起したい。

記者会見は2月14日の午後に行なわれた。モンゴル側代表団が外モンゴルの歴史と現状に関する書面の報告を行なった後、記者の質問に答えた。『中央日報』に掲載された主要な問題に対する中央社の報道は次の通り。

- ① 外モンゴル人民共和国代表と中国政府との交渉の状況はどうですか？

答：外モンゴル代表は2月13日に中国と外交関係を樹立し、代表を交換することを相談して決めました⁽⁵⁵⁾。

- ② 外モンゴル代表と中国政府の協定の内容はどのようなものですか？

答：外モンゴルはその他の国家と平和な関係を樹立し、特に中国と外交関係を樹立します。

- ③ 中蒙協定では、両国の通商問題⁽⁵⁶⁾に話が及びましたか？ 中蒙の通商では、両

国の貨幣のレートをどのように決定したでしょうか？

答：今回、通商問題については話していません。

④ 外モンゴルとソ連との外交関係はどのようなものですか？

答：外モンゴルはソ連とは〔19〕21年から外交関係を樹立しており、両国はいままで相互に公使を派遣してきました。

⑤ 外モンゴルの領域内にソ連の軍隊がいますか？ 人数はどれくらいですか？

答：1936年のソ蒙互助議定書に基づき、ソ連の軍隊は外モンゴルに駐留することができるようになっていますが、数字については詳しく知りません。

⑥ 外モンゴルと内モンゴルとの関係はどうですか？

答：外モンゴルと内モンゴルとは関係は全くなく、内モンゴルの事情については詳しく知りません。

⑦ 外モンゴルはすでに若干の国家と外交関係を樹立していますか？

答：今回の外モンゴルと中国との関係樹立が二番目です。

⑧ 外モンゴルには自ら建設した空軍がありますか？

答：外モンゴルは空軍を持っていますし、機械化部隊も持っています⁽⁵⁷⁾。

上記の8項目で示されたことは、次の通り。第一に、中蒙国交樹立については、(1) 外交関係を樹立し、相互に使節の派遣を決めたこと（項目①）、(2) 中蒙の間で協定が締結されたが、内容はここでははっきりしないこと（項目②）、(3) 中蒙協定では通商問題に触れていないこと（項目③）。第二に、モンゴルとソ連とは外交・軍事関係が存在すること（項目④・⑤）。第三に、モンゴルは内モンゴルとは関係がないこと（項目⑥）。第四に、モンゴルの軍勢力について、特に空軍が存在すること（項目⑧）。

先述のように、王世杰がスレンジャブに対して、新聞社に発表する文書を起草すると言っていたことを報道の内容と合わせて考えると、中国政府が報道の内容を操作した可能性が高い。このような中国国内に向けた報道の政治的意図については、まず、国民政府がモンゴルの独立を承認し外交関係を樹立したのは、ソ連が決定的要因であることを国民に暗示しようとしたと考えられる。とすれば、このような変化が生じた背景とは何かという大きな問題が出てくる。もう一つは、モンゴルは内モンゴルとは関係がないと言っていることは、即ち、モンゴルに内モンゴルを統合することはないという態度を示させ、それによってモンゴルの内モンゴルの民族運動への影響に釘を刺そうとした、ということであろう。

3 ヤルタ「密約」公表の中蒙国交関係への影響

中蒙国交樹立交渉について、双方とも相当準備して会談が行なわれたにもかかわらず、何故条約の締結にまで踏み込めなかったのか、という疑問を抱かざるをえない。最大の疑問は、当時国民政府外交部のスポークスマンも、2月13日に外交部長王世杰とモンゴル人民共和国副首相のスレンジャブが交換公文の形式で外交関係を樹立し、近いうちに相互に使節を派遣することを決定した、と対外的に公表した⁽⁵⁸⁾にも関わらず、その後、相互に使節を交換していないことに示されるように、関係の正常化さえ実現しなかったことであろう⁽⁵⁹⁾。

様々な疑問を解く最大のカギは、2月11日に米英ソ三ヶ国が突然ヤルタ「密約」を公表したことではなかろうか。「密約」公表の経緯は、「極秘であったヤルタ協定の内容を公開したいという米国側の1946年1月30日の手紙について、モロトフ外相はケナン宛の書簡でこれを支持した。千島列島などを含む一応の妥協の方程式が成立した。こうして秘密協定は米英ソ同時に2月11日に公開された」⁽⁶⁰⁾のであるが、アメリカの目的は東北問題にあった。アメリカはソ連に東北からの軍隊の撤退を求めることのほか、東北をめぐる中ソの経済交渉に介入し、「門戸開放」政策を追求することによって、東北がソ連の勢力範囲になることを防ごうとした⁽⁶¹⁾。しかしこれに対して、ソ連はまもなく、アメリカが中国に駐留している軍隊を撤退するのと同時に東北に駐留している軍隊を撤退する、という声明を発表し、東北をめぐるアメリカと公然と対抗するようになった⁽⁶²⁾。

ともかく、ヤルタ「密約」の公表は、疑いもなく、1945年の中ソ友好同盟条約の真相を暴いたのであり、国民政府を窮地に陥れた。蒋介石は日記では、「米英ソが我々の東北と外モンゴルに関する秘密協定を公表したことは、我々に非常に不利である」、「『ヤルタ協定』における東北と外モンゴルに関する密約の発表は、我々にさらに屈辱を加えたのである」、と記している⁽⁶³⁾。

モンゴルの独立承認に関して言えば、ヤルタ「密約」の公表は、明らかに1945年8月24日の蒋介石「完成民族主義 擁護世界和平」で掲げていた、孫文の民族主義に基づくものであるという、「大義名分」を台無しにしてしまった。

実は、ヤルタ「密約」の公表まで、中ソ友好同盟条約の真相については、国民政府のトップ・レベルの人物のなかでもごく一部の人しか知っていなかった。このことは、以下に取り上げる、1945年9月23日に外交部が内政部長張厲生に宛てた、9月25日の会議のための参考資料によって十分明らかであろう。

そのなかでは国民政府がモンゴルの独立を承認する理由を、次のように説明している。モンゴルの独立はすでに25年の歴史があり、中国は名ばかりの宗主権しかもっていない。

このような状況になった内因は、清朝以来の中国のモンゴルに対する統治が、上層階級しか重視せず、一般民衆のことを考えなかった結果であり、とりわけ一般民衆は漢族の商人の欺瞞と搾取に非常に不満であったからである。外因はロシアが機会に乗じてモンゴルに入り、最終的にモンゴル人民共和国を樹立したからである。民国以来、中央政府はモンゴルを考える余裕がなかったことが、その中国への復帰を難しくした。それゆえに、国民政府は中ソ条約では、三民主義の民族の自由平等の精神に基づいて、名ばかりの宗主権を放棄することを宣言したのである。今後のモンゴルに対する方針は、ソ連とモンゴルの各種の関係を注意して、中国の暴力による圧迫と悪徳商人の詐欺を恐れるモンゴル民衆の心理を変え、中国寄りにすることである、と⁽⁶⁴⁾。明らかに、この資料の主旨は1945年8月24日の蒋介石の講話と同じである。

ヤルタ「密約」の公表が、これまでの国民政府のモンゴル独立承認をめぐる国内への説明に影響を及ぼすのは必至であった。1946年2月の時点では、米ソの中国の東北をめぐる対立は、すぐには中ソ関係に影響を与えなかったにせよ、これまでの国民政府によるモンゴルの独立承認に関する国内向けの説明を台無しにしてしまった以上、さらにモンゴルとの関係を深める姿勢を示すことは、国内統治からしてナンセンスであった。しかし、当時の中ソ関係の状況からして、すでに始まった中蒙国交樹立交渉を中止するわけにも行かず、苦慮した結果が、相互の使節交換しか合意できなかった交換公文だったのではないだろうか。

実際、ヤルタ「密約」の公表が国民政府の内政と外交に与えた影響は深刻であった。ソ連の軍隊が期日通りに撤退しないことに対して、各地で展開された学生による抗議は、「反ソ」に止まらず、中ソ条約を締結した政府に対する抗議にもなっていた⁽⁶⁵⁾。国民党のなかで地位の高い鄒魯は、『中央日報』でヤルタ「密約」を痛烈に批判すると同時に、国民政府が中ソ友好同盟条約を受け入れたことに対して強い不満を示した⁽⁶⁶⁾。傅斯年ら20名ほどの知識人は、ヤルタ「密約」は「権力政治による秘密外交の悪例」で、「近代外交史における最も道義性を欠く記録」であると抗議した⁽⁶⁷⁾。

国内からの反ソ・反政府の波、そして米ソが東北をめぐる厳しく対立するなかで、国民政府は内政と外交政策の調整を迫られるようになっていく。対内政策では、1946年3月の六期二中全会は、国民政府が一方的に政治協商会議を否定したことで有名であるが、しかし民族問題については、求心力の強化をはかる寛大な政策方針を打ち出している⁽⁶⁸⁾。対外政策では、ソ連が東北からの軍隊の撤退を延期することについて、厳しく抗議し交渉することを決定した⁽⁶⁹⁾。こうしたなかで、国民政府は次第に、これまでのアメリカに頼らずにソ連とは「自主外交」を行なうと同時に、米ソの矛盾を利用してアメリカによってソ

連を「牽制する」という、「自主と牽制」⁽⁷⁰⁾という外交方針を放棄して、1946年5月に「親米反ソ」路線へ転換するようになる⁽⁷¹⁾。

国民党が「親米反ソ」路線をとってまもなく、国共内戦が本格的に勃発する。国共内戦に敗れた国民政府は台湾に逃れた後、ついに中ソ友好同盟条約に違反したとして、ソ連を国連に提訴し採択された。その後、国民政府は中ソ友好同盟条約の廃棄とともに、モンゴルの独立承認をも取り消したのである⁽⁷²⁾。

お わ り に

第二次世界大戦後の中蒙関係について、国民政府の政策過程を中心に考察してきた結果、国民政府は内政と外交において、モンゴルの独立問題を最大限利用しようとしてきたことがかなり明らかになったと思う。特に以下の点についてである。

第一に、蒋介石は決して結果が自明である外モンゴルの国民投票に基づき、すぐにその独立を承認したわけではない。熱河・チャハルという中ソ友好同盟条約の範囲外の内モンゴル地域へも進駐していた、モンゴルの軍隊の内モンゴル民族運動への影響、そして共産党とモンゴルとの連携を断ち切るために、国際慣例とは異なる方式、つまり、先に友好条約を締結してからその独立を承認し、外交関係を樹立しようとする、戦略的思考をもっていた。

第二に、それ自身のナショナリズムに加えて、内モンゴルにおける軍事的・政治的プレゼンスとソ連の強力なバック・アップもあるモンゴルが、蒋介石の考えを受け入れるはずはなかったが、しかし、蒋介石はそれでも妥協せず、さらに独立承認の時期を戦略的に引き延ばした。当初はモンゴル軍の内モンゴルからの撤退を求めていたが、ソ連からの東北接收がうまくいかない中で、東北問題・共産党問題・新疆問題をめぐる対ソ交渉のカードとして、蔣経国の訪ソの前後にようやく独立承認の時期を決定したのである。この点では、一時的にせよ、引き延ばしの戦略にそれなりの効果があったことは否定にできないであろう。

第三に、独立承認後の中蒙国交樹立交渉について、国内政治に対する配慮が強いという印象をもつ。この点では、1946年1月の「張莘夫案」を含めて、さらに考察する必要があるように思われる。しかし、2月11日のヤルタ「密約」の公表の影響が何より大きかったことは事実であろう。それによって、中ソ友好同盟条約が大国間のパワー・ポリティックスの結果であることを内外に暴露したことは、確かに国民政府を窮地に陥れ、内政・外交の調整を迫られることになった。しかし他方では、モンゴル問題に関して言えば、逆に国民政府にとっては国内に対する「責任逃れ」のチャンスの到来でもあり、つまり、モンゴ

ルの独立の責任は国民政府ではなくソ連にあることを、国民に示すことができた。それによって、政権の基盤を固めようとしたことは間違いなからう。

今後、ロシア側史料のほか、中国側史料などの一層の公開に期待しつつ、本稿の内容を深めて行きたい。

註

- (1) 本稿では、引用史料を除き、「モンゴル人民共和国（現、モンゴル国）」を「モンゴル」と表記する。
- (2) 石井明「中国の外モンゴル独立承認（1945年）」歴史学研究会編『世界史史料』11、岩波書店、2012年、23-24頁。
- (3) T. V. Soong Papers, File 58, Folder 17, Hoover Institution, Stanford University.
- (4) 拙稿「1945年中蘇条約締結過程で蒋介石と宋子文対外蒙古問題への因応」呉景平主編『宋氏家族と近代中国社会の変遷』東方出版中心、2015年。
- (5) 坂本是忠『辺疆をめぐる中ソ関係史』アジア経済研究所、1974年。香島明雄『中ソ外交史研究 1937-1946』草思社、1990年。中見立夫「第二次世界大戦の終結とモンゴル人の命運」小松久男編『中央ユーラシア史』山川出版社、2000年。石源華『中華民国外交史新著』（第三卷）社会科学文献出版社、2013年。張大軍『外蒙古現代史』（四）蘭溪出版社、1983年。
- (6) 田淵陽子「東アジア国際関係におけるモンゴル問題」（国立国会図書館蔵、大阪外国語大学大学院博士論文、2002年）。
- (7) 中国の視点では、一般的にゴビ砂漠を境に、北を「外モンゴル」、南を「内モンゴル」という。国民政府の行政区画では、内モンゴルの西部は熱河・チャハル・綏遠の三省に属し、内モンゴルの東部は黒龍江省・吉林省・遼寧省の各省に組み込まれていた。日本統治期に、内モンゴルは以下四つの地域に統合されることになった。即ち、(1) 興安北省がおかれたハイラルを中心とするフロンボイル、(2) 興安総省がおかれた王爺廟（現在のウランホト市）を中心とする地域、(3) 徳王らのいわゆる「蒙疆政府」地域、(4) 国民党が保持した綏遠省南部などの地域である。これらの地域は、日本の敗戦後、(4) は国民政府が保持したほか、(1)-(3) はソ連・外モンゴルによる占領のもとで、それぞれ民族運動の舞台となった。
- (8) 「日本帝国主義撃破へのモンゴル人民共和国の参加（1945年）」〔地図11〕二木博史等訳・田中克彦監修『モンゴル史』2、恒文社、1988年。
- (9) 外モンゴルの軍隊は、8月10日のチョイバルサン首相の「民衆に告げる書」と、同日のウランバートルでの講演の文書を、内モンゴルで撒いた（台北：中央研究院近代史図書館、外交部檔案、檔号：112.1/1『中蒙関係』46-50頁、52-59頁）。二つの文書の主旨はいずれも、外モンゴルの対日参戦の目的は全モンゴル民族の解放と自由のためである、というものである。拙稿「国民政府による戦後内モンゴル統合の試み」（アジア政経学会『アジア研究』第47巻第2号、2001年4月）、「戦後中国共産党の内モンゴル民族運動への対応—中国国民党の憲法制定国民大会まで」（史学会『史学雑誌』第111編第10号、2002年）、「中国共産党の国家統合における内モンゴル自治政府の位置—『高度の自治』から『民族区域自治』へ」（『東洋学報』第83巻第3号、2001年）。Sergey Radchenko, “Carving the Steps: Borders,

Territory and Nationalism in Mongolia, 1943–1949, *Eurasia Border Review Special Issue* (Spring, 2012), Slavic-Eurasian Research Center, Hokkaido University. Christopher Atwood, “Sino-Soviet Diplomacy and the Second Partition of Mongolia, 1945–46,” Stephen Kotkin and Bruce Elleman eds., *Mongolia in the Twentieth Century: Landlocked Cosmopolitan*, New York: M. E. Sharpe, 1999.

- (10) 前掲、拙稿「国民政府による戦後内モンゴル統合の試み」。8月29日、中共中央が北方の各支局に対して出した指示のなかには、「熱河・チャハルという二省は中ソ条約の範囲内に入っておらず、我々は必ず完全に支配しなければならない。必ず迅速に幹部と部隊をあらゆる重要な地区へ派遣して、政権と地方武装を樹立しなければならない」、とある（中共中央檔案館編『中共中央文献選集』第15冊、257–258頁）。
- (11) 註4を参照。
- (12) 『中央日報』1945年8月24日。
- (13) 前掲、外交部檔案、檔号：112.1/1『中蒙關係』5–6頁。林美莉編輯校訂『王世杰日記』（上冊）1945年9月13日、中央研究院近代史研究所、2013年（以下、『王世杰日記』と略記）。
- (14) 傅錡華・張力校註『傅秉常日記』1945年9月13日、中央研究院近代史研究所、2014年（以下、『傅秉常日記』と略記）。
- (15) 註9を参照。
- (16) 前掲、外交部檔案、檔号：112.1/1『中蒙關係』7–11頁。
- (17) 同上、17–18頁。外交部は9月24日に駐ソ大使傅秉常からこの電報を受け取ったが、翻訳はしていない。
- (18) 同上、12–16頁。会議の参加者は、内政部部長張厲生、外交部次長甘乃光、蒙藏委員会委員長羅家倫。
- (19) 侍秘字第29744号・侍秘字第29745号代電。同上、19頁。
- (20) 同上、21–25頁。
- (21) 台北：国史館『蔣中正總統檔案—革命文獻』（第40冊：政治－辺務）下冊（一）（以下、『革命文獻』と略記）No. 134・No. 135。
- (22) 同上。
- (23) 同上。項目（二）の代表の人選の問題については、文官長吳鼎昌が10月1日に蔣介石に対して、「中央が派遣する代表は、參觀という名義である以上、次長レベルの人員に率いてもらうほうが適切であると考え」、内政部次長張維瀚・雷法章の2名から1名を選んだほうがよいと建議し、最終的に雷法章に決定されたのである。その他のモンゴルへの随員については、10月8日の雷法章から蔣介石に宛てた報告によれば、全員が辺疆問題と国際関係に詳しい者である。代表団の団員の略歴については、『革命文獻』No. 136を参照。前掲、外交部檔案、檔号：112.1/1『中蒙關係』46頁。
- (24) 『革命文獻』No. 137。国民政府は中国の飛行機がモンゴルへ行くのは手続きが煩瑣であるため、中国代表団のモンゴルへの到着が遅れる可能性があるとして、ソ連駐華大使館を通して、中国代表団が重慶から北平〔現、北京〕に到着した後、外モンゴルの飛行機が迎えるよう要請したが、最終的にはソ連駐長春司令部から飛行機を派遣することとなった（前掲、外交部檔案、檔号：112.1/1『中蒙關係』69–70頁）。
- (25) 公民投票に関しては以下の文献を参照。劉学鈞『外蒙古問題』南天書局、2001年。
- (26) 台北：中央研究院近代史図書館、外交部檔案、檔号：112.1/2『中蒙關係』146–148頁・

- 149-152頁。『革命文献』No. 141。
- (27) 『傅秉常日記』1945年9月17日。
- (28) 前掲、外交部檔案、檔号：112.1/2『中蒙関係』144-145頁。『王世杰日記』1945年11月20日。
- (29) 同上、外交部檔案、146頁。
- (30) 蔣介石日記、Hoover Archives, Stanford University（以下、省略）1945年10月12日。
- (31) 『蔣中正總統檔案—事略稿本』63、国史館、2012年（以下、『事略稿本』63と略記）329頁。
- (32) 石井明『中ソ関係史の研究』東京大学出版会、1990年。中ソ関係に転機が生じた後、まもなく国民党はさらにソ連の軍隊の撤退を1946年2月まで延期するよう要請し、了解を得た（同書）。夏林根・于喜元主編『中蘇関係辞典』大連出版社、1990年。
- (33) 『王世杰日記』1945年11月30日。蔣介石日記、1945年11月30日。他方、12月2日、孫科が張勵生・呉鉄城・陳布雷などと相談した結論は、国民政府が中ソ条約を遵守していることを示すためには、モンゴル独立承認の時期を先延ばししてはならない、ということであった（『王世杰日記』1945年12月2日）。
- (34) 『事略稿本』63、473頁。
- (35) 『傅秉常日記』1945年11月15日。
- (36) 『傅秉常日記』1945年11月18日。
- (37) 蔣介石日記、1945年12月3日。
- (38) 蔣介石日記、1945年12月6日。
- (39) 『王世杰日記』1945年12月7日。『傅秉常日記』1945年12月10日。後者のほうが内容はより詳しい。
- (40) 「致人民委員会主席 N. B. 斯大林同志外交人民委員 B. M. 莫洛托夫同志1945年12月29日 第453- JJ号 關於蔣經国的来訪」A. M. 列多夫斯基（陳春華・劉存寬訳）『斯大林与中国』新華出版社、2001年、10-14頁。
- (41) 『傅秉常日記』1945年1月31日（モスクワ時間、1月30日）。2回の会談のソ連側記録は、次の文献を参照。「斯大林同志同蔣介石私人代表蔣經国的会談記録」（1945年12月30日）・「斯大林同志同蔣介石私人代表蔣經国的会談記録」（1945年1月3日）前掲、『斯大林与中国』14-29・29-40頁。この会談では、東北問題をめぐる交渉に関して、米中関係と「門戸開放」政策に関する議論もされた。蔣經国が伝えた蔣介石の考えは、戦後の中国は国家建設の面ではアメリカの援助が必要であるが、対ソ政策では「対米自主」を堅持するとしつつ、東北に関しては「門戸開放」政策をとる、というものだった。これはスターリンの強い反対に遭った。何故ならば、ソ連は安全保障と経済的利益の確保の観点から、すでに早い時点からアメリカが「門戸開放」政策によって東北へ政治的・経済的に浸透するのを防ぐことを目標とし、実際に一貫してそうしていたからである。
- (42) 註40に同じ。
- (43) 台北：中央研究院近代史図書館、外交部檔案、檔号：112.2『中蒙関係』181頁。
- (44) 「民国35年1月5日国民政府『承認外蒙古独立』之公告」『国民政府公報』（影印本）第199冊、1946年1月7日。前掲、外交部檔案、檔号：112.1/2『中蒙関係』39-40頁。『中央日報』1946年1月6日。『新華日報』1946年1月6日。
- (45) 蔣介石日記、1945年1月5日。
- (46) Mongolian Foreign Ministry Archive: Fond 5, dans 1, kh/n 28.

- (47) 王世杰は初回の会談では、翌日蒋介石がモンゴル代表団を接見する予定を伝えており、蒋介石がモンゴルの代表を接見したのは2月10日である（蒋介石日記、1945年2月10日）ことから推測した。
- (48) この日程は、ソ連と相談した可能性がある。
- (49) 註46に同じ、108-117頁。
- (50) 註46に同じ、118-121頁。日付は内容と同日の王世杰日記によって判断。
- (51) 『王世杰日記』1946年2月12日。
- (52) 「蘇龍甲布副総理致王部長照会訳文」（註44の外交部檔案に同じ）。
- (53) 「外交部王世杰部長復蒙古代表対互派代表『表示賛同』的照会」（註44の外交部檔案に同じ）。この中蒙国交樹立は、相手国政府との間で書簡または口上書を交換するなど、外交関係開設に関する文書を作成している場合に相当する（「外交関係の開設」国際法学会編『国際関係法辞典』[第2版、三省堂、2005年]）。但し、その後、相互に使節を派遣しなかったことからして、正常な外交関係が樹立されたとは言えない。実際には、国民政府の側では中蒙国交が正常化していないとしている。国防部は、相互に使節を交換していないほか、国境問題と通商問題があることを理由に挙げている（『蒙古概況与对策』国防部第二庁編印、1946年）。また、1947年の北塔山事件の時に、国防部が外交部に交渉を要請したところ、外交部は相互に使節を交換していないため、国境問題は交渉しようもなく、新疆地方当局に解決を求めるよう返答していた（台北：中央研究院近代史図書館、外交部檔案、檔号：112/82『外蒙古軍及蘇軍越界侵新疆』第4冊、110-120頁）。北塔山事件については、拙稿「転換期国民政府の対ソ政策」（石川禎浩編『中国社会主义文化の研究』京都大学人文科学研究所、2010年）を参照。
- (54) 註46に同じ、122-123頁。
- (55) 田淵は、これはスレンジャブが未確定事項を対外的に公表したのだとしているが、本文で触れたように、2月12日に、王世杰はスレンジャブとの間で、国交の樹立と相互の使節の交換を決めた、と証言している。今後、より信憑性のある史料による考証が求められよう。また同氏は、国民政府が国境問題に拘っていたことを中蒙関係のネックとして強調しているが、その理由について分析していない。この問題に関する拙稿は、註4および註53に挙げたもののほかに、「内外交困」下蒋介石的対蘇外交」（呉景平主編『民国人物的再研究与再評価』復旦大学出版社、2013年）、「民族主義与現実主義之間的权衡与抉择」（樂景河・張俊義主編『近代中国：思想与外交』社会科学文献出版社、2013年）もある。
- (56) 後に、国防部はこれを国交関係が正常化していない理由の一つとして挙げている（前掲、『蒙古問題概況与对策』）。
- (57) 「外蒙代表答記者問題 已与中国建立外交関係 内外蒙間並無關係」『中央日報』1946年2月15日。
- (58) 「我与外蒙即将互派代表」『中央日報』1946年2月20日。内容は次の通り。「国民政府外交部スポークスマンは次のように語った。即ち、王世杰外交部長とモンゴル人民共和国代表スレンジャブ副首相は、2月13日に交換公文の形式で中蒙外交関係の樹立を決定し、近いうちに相互に使節を派遣する、と」。
- (59) 註52を参照。
- (60) 下斗米伸夫「アジア冷戦とケナン」『外交フォーラム』2006年2月。
- (61) 蒋介石日記、1945年2月12日。

- (62) 『事略稿本』 64、594・603頁。
- (63) 蔣介石日記、1946年2月28日「本月反省録」。
- (64) 前掲、外交部檔案、檔号：112.1/1 『中蒙関係』 38-41頁。
- (65) 「重慶市万余学生昨日举行大遊行」『中央日報』 1946年2月23日。
- (66) 「評雅爾達密約 鄒魯博士沈痛談話」『中央日報』 1946年2月20日。
- (67) 「我們對於雅爾達秘密協定的抗議」『中央日報』 1946年2月22日。
- (68) 前掲、拙稿「国民政府による戦後内モンゴル統合の試み」。
- (69) 「対蘇聯提出抗議 嚴重交渉限期撤退其東北駐軍」秦孝儀主編『中華民國重要史料初編』
第七編（一）、中国国民党中央委員会党史委員会、1981年、187頁。
- (70) 蔣介石日記、1945年7月21日「上星期反省録」。蔣介石日記、1945年「雜記」。
- (71) 前掲、石井明『中ソ関係史の研究』。
- (72) 「宣告廢止中蘇友好同盟条約及其附件」前掲『中華民國重要史料初編』、995-997頁。